

令和3年大和市農業委員会第9回総会議事録

令和3年9月28日（火）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	9番 眞壁浩二委員
2番 柏木明委員	10番 遠藤一直委員
3番 渡邊カク委員	11番 田邊義之委員
4番 青木裕一委員	12番 木村賢一委員
5番 小川道子委員	13番 上野岩雄委員
6番 長谷川慶太郎委員	14番 保田嘉一委員
7番 池田俊一郎委員	15番 岩崎敏博委員
8番 山口喜充委員	16番 荒井隆幸委員

2. 本日の欠席委員

なし

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	前田 剛司
次長	岸田 靖雄
主査	高田 直樹
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第4 報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出

について

- 日程第5 報告第35号 大和市農地造成工事指導要綱の規定による届出について
- 日程第6 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第7 議案第14号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画について
- 日程第8 議案第15号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第35号 大和市農地造成工事指導要綱の規定による届出について
- 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第14号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画について
- 議案第15号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について

午前10時00分 開会

○議長 ただいまの出席委員は16名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和3年9月大和市農業委員会第9回総会を開会いたします。

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、10番、遠藤一直委員、11番、田邊義之委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 日程第2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料1ページをごらんください。

8月26日、第79回大和市開発審査会が開催され、長谷川委員が出席されました。

9月10日、大和市福祉推進委員会第1回表彰選考部会が開催され、荒井委員が出席されました。

9月12日、やまと産業フェア実行委員会が書面で開催され、青木委員が参加されました。

9月15日、令和3年度第66回神奈川県常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。

9月17日、大和市福祉推進委員会第2回表彰選考部会が開催され、荒井委員が出席されました。

9月22日、大和市福祉推進委員会第3回表彰選考部会が開催され、荒井委員が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 諸報告について、事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますか。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 昨月の8月26日に大和市開発審査会が開かれました。その内容は、4件の議案がございまして、そのうち1件は前回の総会の保育園の議案等を委員

会で審査しました内容で、開発審査会でも無事その審査が通りました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

(発言者なし)

○議長 それでは、私から 1 件。

9 月 1 5 日に第 6 6 回神奈川県常設審議委員会が開催されました。内容について報告いたします。

農地法第 5 条の規定に基づく諮問が 2 件ございました。1 件は横浜市中心農業委員会から出されたもので、転用目的は特別養護老人ホーム建設、5, 3 5 2 m²で、第 3 種農地で、都市計画法に基づく許可を受けているということで、原案どおり承認いたしました。

2 件目については、伊勢原市農業委員会の案件で、転用目的は、農地造成一時転用でございます。新東名高速道路の建設に伴う排水路のつけかえと農地の日照の改善を図るための盛り土工事でございます。こちらは 2 種農地でございます。こちらについても原案どおり承認されました。私からは以上です。

ほかになれば、本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第 3、報告第 3 3 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、日程第 4、報告第 3 4 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第 3 3 号については、議案書 1 ページの 4 件が、報告第 3 4 号については、議案書 2 から 3 ページの 9 件がございました。案内図は総会資料の 5 から 8 ページでございます。いずれも添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第5、報告第35号、大和市農地造成工事指導要綱の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 報告第35号について、ご説明いたします。議案書4ページ、資料9ページをごらんください。

背景として、今回の申請地に申請人の子が分家住宅の建設を計画していることに由来します。当該地は、埋蔵文化財包蔵地であるので、着工前に文化財の掘削調査が必要なため、それに伴う届出です。

簡単にご説明しますと、埋蔵文化財包蔵地に該当している土地を土木工事する場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づく届出が必要になります。開発計画が埋蔵文化財に影響を与える可能性がある場合、市が試掘調査をすることになっています。試掘調査を実施し、何らかの埋蔵文化財が出た場合で、埋蔵文化財に影響がないように計画変更ができないときは、本格調査に移行します。試掘調査、本格調査ともに、農地の場合は掘削する深さやその面積などによって、市農業委員会への届出案件か県の届出案件かに分けられますが、農地転用の手続きが必要となってきます。

さて、今回の届出の経緯についてですが、現状、分家住宅の農地転用5条許可申請は、書類等の不備不足により滞っておりますが、先行して開発許可申請が提出されています。開発許可申請の際に、当該地が埋蔵文化財包蔵地であるため、主管課である文化振興課と協議するようまちづくり計画課は代理人に指導しました。その後、協議が開始されましたが、7月27日に農業委員会に届出なく一部について掘削調査をしておりました。8月10日にそのことが発覚したので、事後ではありますが、掘削の深さ1メートル以内、耕作中断期間が3カ月以内、造成面積が1,000㎡以内の3つの要件を満たしていることにより、市農業委員会への農地造成工事届出の提出を求めたものです。

申請地及び申請者は記載のとおりです。転用目的は埋蔵文化財の試掘調査です。事業概要は、分家住宅の事業計画上の入り口スロープ、雨水トレンチ、浄化槽設置個所について、調査面積32.6㎡、強度を0.8から0.9メートル程度掘削し、期間は議案書に記載している令和3年7月27日から令和3年8月13日までの計画です。農地の区分は第2種農地です。事後ではありますが、地元の荒井委員と事務局で現地の状況を調査し、周辺農地への被害や支障を及ぼすおそれがないことを確認し、会長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

なお、今回の調査で遺跡が出土したため、今後の本格調査に向けて、土地所有者の代理人と文化振興課にて協議中です。進捗状況を確認しながら、必要な手続を求めてまいります。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

荒井委員、お願いいたします。

○荒井委員 9月14日に、事務局と私で現地の確認をしました。内容は事務局が説明したとおりです。現地には、周辺農地等への被害、またはその後の営農に支障を及ぼす影響は見受けられませんでしたので、問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、ご意見等はございますか。

木村委員。

○木村委員 内容は今、事務局から聞かせてもらいましたけれども、参考までにお聞かせいただきたいのですが、一般に聞いていれば、それは個人の土地であって、個人が負担して埋蔵文化財の作業の費用などを全て出すということを聞いているのですけれども、その辺のところは、ちょっと管轄外で申し訳ないですが、

わかれば。

○議長 事務局、よろしいですか。

○事務局 まず、試掘調査については、市で負担ということになります。その後、何か出たときは本格調査になるのですけれども、要件によって、その方のご負担になる場合もありますし、ならないときもあるという形で伺っています。

今回は遺跡が出たということなので、市が負担して調査をすると伺っています。

○議長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見ございましたら。

(発言者なし)

○議長 では、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第6、議案第13号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 議案第13号、受付番号1番から2番についてご説明いたします。いずれも更新の案件となります。

まず、受付番号1番についてご説明いたします。議案書5ページ、資料は10ページ、11ページになります。

大和市長から、令和3年9月3日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。申請により賃借権を設定する土地の面積は2,896㎡です。場所は資料10ページをご参照ください。借人及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。

令和3年11月1日から令和6年12月31日までの3年2カ月間、賃借権を再設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人は、耕運機等農機具を所有し、4,696㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。令和3年9月6日に地元の渡邊委員と事務局で現地に赴き、借人、貸人の立ち会いのもと現地確認を行っております。

続きまして、受付番号2番についてご説明いたします。議案書5ページ、資料は12、13ページになります。

大和市長から、令和3年9月3日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。申請により賃借権を設定する土地の面積は3,180㎡です。場所は資料12ページをご参照ください。借人及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和3年11月1日から令和6年10月31日までの3年間、賃借権を再設定し、露地切り花を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、3,180㎡を経営しています。農業経営者1名、専従者2名の合計3名で農業経営を行っております。

令和3年9月9日に地元の岩崎委員と事務局で現地に赴き、借人、貸人の立ち会いのもと現地確認を行っております。

以上2件の計画内容は、借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。各要件については、実務資料の9ページに概要が記載されております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

受付番号1番について、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 9月6日に、現地に私と事務局職員で赴きました。借人と貸人と現地を確認いたしました。現地は露地野菜が栽培され、いずれも良好に肥培管理されており、特に問題はないと思います。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

受付番号2番について、岩崎委員、お願いいたします。

○岩崎委員 9月9日に、現地に私と事務局員が赴き、借人と貸人とで現地を確認いたしました。現地は露地切り花が栽培されており、いずれも良好に肥培管理されており、特に問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見ございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 番号1の契約期間ですけれども、3年2カ月とプラスアルファの数カ月があるのは、これは何か事情でもあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 この借人の方が、この後の議案になっている都市農地の貸借の円滑化に関する法律、生産緑地での貸し借りの制度を今度ご利用される方なのですけれども、そちらの契約期間に合わせるという形にしました。

今回新たに契約することになる都市農地の貸借は、年度末に報告書を毎年提出することが求められている制度でして、報告書には年間の売上金額を記載していただくので、青色申告時に前年度の売り上げを同様に計算することから、同一の期間を利用年度として設定して差し上げることがご負担をかけずに済むと考慮したことによりまして、ご本人もその旨ご希望していらっしゃるということがまず背景にあります。

そして、この方は、これまで3件の利用権の設定をされておりますが、契約終期がばらばらです。ですので、徐々にではあります、利用権の更新の時期を迎えるたびに、年度末12月31日に契約終期をそろえ、整理して差し上げたいという意向です。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 6ページのものを見ますと、令和5年12月31日までと1年ずれているのですけれども、これは一緒に次には上がるのでしょうか。

議案第14号の案件を見ますと、設定期間が令和5年12月31日までと1年ずれているのですけれども、これはそういった趣旨とはずれて、ちょっと。

○事務局 毎年度毎に議案第14号は初めて契約するといったところから、本来であれば、通常新規の場合は1年契約からスタートするのですけれども、貸人と借人の双方が合意の上、今回は2年契約からのスタートということになったので、契約終期の年度はばらばらではあるのですが、ただ年度末を迎え、日にちをそろえていくという意図です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 年度末という報告ですけれども、年末までのものを年度末に報告ということですか。

○事務局 通常ですと翌月。

○長谷川委員 そうすると年末ですね、年度末ではなくて。

○事務局 そうですね。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 それと、今度13号の2番ですけれども、農地ですが、東側が半分ぐらい欠けているようなのですが、これはまた別の所有の方なのでしょうか、それとも、何か意図的にここを外して契約をされているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは畑ではなくて、また別の方が持っていらっしゃる敷地になっています。

○長谷川委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 ほかにございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第13号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを採決いたします。

受付番号1番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、受付番号1番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

続いて、受付番号2番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。ありがとうございます。

○議長 日程第7、議案第14号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第14号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画について、ご説明いたします。

この法律は、都市農業の持つ多様な機能が注目されておりますが、農業従事者の減少、高齢化が進む中、都市農地である生産緑地の所有者自らによる有効な活用が困難になっている状況のため、一定の要件を満たした事業計画を市町村長が農業委員会の決定を経て認定することにより、農地法第3条の許可を受ける必要がなく、また、第17条の法定更新を適用しない貸借をすることができるようになりました。

大和市長から、令和3年8月20日付で、同法に基づき諮問を受けています。議案書は6ページ、資料は14、15ページになります。

新規の承認申請で、使用貸借による権利を設定する土地の面積は1,279㎡です。借人及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和3年10月1日から令和5年12月31日までの2年3カ月間使用貸借による権利を継続して設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在4,696㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

通常の利用権設定と異なる内容として、都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容として、申請都市農地において生産された農作物などを主として市内及び隣接市で販売するという基準があり、事業計画では、隣接市の直売所で全量を販売する計画です。

令和3年8月31日に、地元の上野委員と事務局とで借人及び貸人立ち会いのもと、現地等の状況を調査しました。

以上の事業計画の内容は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いいたします。

上野委員、お願いいたします。

○上野委員 議案第14号については、8月31日に私と事務局で、貸人及び借人にお会いし、現地を確認しました。現状、写真を見てのとおり、草は刈ってあるのですがけれども、それを整理し、来春から作付をしたいということを借人から伺っております。今回の件については問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

青木委員。

○青木委員 所有者はご高齢なのですけれども、万が一、この契約期間に亡くなられてしまった場合等はどうなるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今回の契約が使用貸借になりますので、貸人の方がもし亡くなられた場合は、その時点で契約が終了という形になります。ただ、ご家族の方から一応お話を伺っているのですけれども、万が一そのようなことになったら、そのときに双方で話し合おうということ、継続して貸してくださるご意向です。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑、ご意見ございますか。池田委員。

○池田委員 この写真を見ると、電柱が入っていると思うのですが、この生産緑地の中に電柱が入っている場合、この部分はどういう扱いになるのですか。通常、多分東電であれば年間の借地料が幾らか入ると思うのですけれども、これはどういう扱いになるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 申し訳ありません、東電との契約については、申し訳ないですが、わかりません。

○池田委員 我が家もこういう形で、うちの敷地に入っているものですから、年間東電

から幾らかお金が入ってくるのですけれども。

引き続いていいですか。

○議長 はい。池田委員。

○池田委員 事業計画の認定、この第4条1項はわかりました。事業計画の内容が4条2項からなると思うのですけれども、例えば、4条2項の5号について、耕作の事業の内容があるのですが、この辺はどのようにこの事業計画の中で示されているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 露地野菜の計画となっておりますが、具体的にはズッキーニをご検討されていらっしゃるかと伺っています。計画のほうも、品種までは入っていないのですけれども、露地野菜を作付けするという形の計画書になっています。

○議長 池田委員。

○池田委員 いわゆるその4条2項の5号においては、耕作の事業の内容を示すようになっていと思うのですけれども、事業計画の中では、今言った範囲でいいのでしょうか。どのように示されているのか。

○議長 事務局。

○事務局 基本的には、花とか果樹、野菜とか、おおむねの概要という形なので、果樹であったら何を植えるというのは当然ありますが、野菜であれば時期によって物が変わってきますので、それについては、こういう示し方しかできないのかなとは考えております。

以上です。

○議長 池田委員。

○池田委員 認定農家の場合は事業計画1年分出すと思うのですけれども、そことこれはどの辺が違うのかなと思って今質問したのですが、その程度でよろしいのですか。

○事務局 はい。

○池田委員 わかりました。それで、先ほど言った電柱の件は、後で調べていただきたい。

以上で終わります。

○議長 ありがとうございます。

ほかに質疑、ご意見ございますか。

(発言者なし)

○議長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第14号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを採決いたします。

議案第14号について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第14号は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長 日程第8、議案第15号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第15号についてご説明いたします。

この法律は、今までは市民農園の開設者は農地所有者から直接農地を借り受けることができず、地方公共団体または農業協同組合を介することが必要でございましたけれども、生産緑地地区内の農地に限り、直接農地所有者から借り受けて市民農園を開設することができるようになりました。

開設について必要な要件として、1、1区画が10アール未満で、相当数のものを対象とした農地の貸付けであること、2、営利を目的としない農作物の栽培であること、3、貸付期間が5年を超えないことの3点を貸付規定に記し、また、農地を市民農園として適正に管理、利用することを定めた貸付協定を市と締結した上で農業委員会の承認を得る必要があります。令和3年8月23日付で同法に基づき申請を受けています。議案書は7ページ、資料は16、17ページになります。新規の承認申請です。

なお、今回承認を求める農園の1区画の面積は3㎡及び4.8㎡です。承認を受けようとする土地、申請人、申請地、所有者の住所、氏名は記載のとおりで

す。全94区画です。

地元の青木委員と事務局で現地等の状況を調査いたしました。

以上の申請内容の内容は当該農地が周辺との関係等適切な位置にあり、かつ妥当な規模を超えないものであるなど、準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より、説明をお願いいたします。

青木委員、お願いします。

○青木委員 議案第15号については、9月17日に現地確認を行いました。現地はきれいにされており、市民農園として使用することに何ら問題ないと思われま
す。以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 この会社は、たしか以前農業委員をやっているときに県内の他市の現場視察をしたことがあったのですが、それで、そのときに現地でこの会社の関係の方に説明を受けたりしたことがあったのですが、この会社が借りて、市民農園をやること自体、大和市では初めてですか。

○議長 事務局。

○事務局 昨年も9月に同じ会社から、中央林間で開設の承認をしております。

○木村委員 ということは、2例目ということ。

○事務局 2例目になります。

○木村委員 それで、この中に、例えば使用期間が1年で、あと賃貸借料という、この辺がちょっと入ってないのですけれども、その辺のところは何で。というのは、以前、他市の視察に行ったときに資料をいただいた中には、2年から5年程度の暫定的な土地利用になりますなどと説明を受けたことがあったのですけれど

も、一方、貸借権設定が1年になっていますけれども、その辺のところは。

○事務局 貸付期間については、業者から市民農園利用者が借りる期間という形なので1年程度という形ですね。実際の所有者が業者に貸す期間としては3年間、その後1年ごとの自動更新という計画となっております。

あと、業者から市民農園利用者への利用料金ですけれども、3㎡の区画が年間8万8,800円、4.8㎡のものが年間11万8,800円になります。

以上です。

○木村委員 地主さんには、その借手は使用料というか地代というか、その辺のところはどうなのでしょう。

○議長 事務局。

○事務局 申し訳ございません。それについては今回の審査内容と外れております。

○木村委員 手続的に資料の内容を含めて問題ないということで、ルールに則っていれば受けざるを得ないと、そんなところでいいのですかね。

○議長 事務局。

○事務局 市でも、市民農園の開設数というか、大体これぐらい必要だろうという計画はあります。それが2028年度、令和10年度までに市全体での市民農園の区画数目標が1,100区画を想定しております。平成30年にはその計画を定めたのですが、計画当初が943区画です。それで、現時点での市が開設している市民農園が965区画、今回申請が承認された場合、中央林間の分も合わせると1,182区画になって、1,100区画を大幅に上回るという形になるので、今後、市が開設する市民農園としては、現段階として特に増やす予定はない。逆に、もし民間事業者がほかにも開設したいということになった場合、周辺とのバランスも当然加味しなければならないですし、民間事業者は、当然利益を上げなければやる意味がないという形になりますので、そういったところでは、需要の高いところを重点的に開設する予定ではないかと想定できます。

以上です。

○議長 木村委員、よろしいですか。

○木村委員 この会社は東京をはじめかなりの広域で相当の件数を扱っているようなの

で、大和もそういう貸し借りの当事者が出てきたからって無制限に許可するということでもないわけですね。

○議長 事務局。

○事務局 周辺の状況で問題があるような土地に関しては、当然、管理協定も結べないだろうし、面積も小さければ小さいほど管理者がやるところも少なくなるので、採算が合わないという形になるわけで、業者が断る可能性が高いかなというところになります。

以上です。

○議長 よろしいですか。

長谷川委員。

○長谷川委員 去年の9月の総会のときに中央林間のほうの似たような案件があって、かなりもめたというか紛糾したのですが、感情的な問題はさておき、まず、そもそもこれは駐車場をどうするのかとかいろいろな問題があると思うのですけれども、結局、前回の議論から、例えば生産緑地内にコンクリートで埋めたような駐車場として扱うような問題などがありました。それをこちらのほうでいろいろと審議というか相談をしたのですけれども、それを受けて市のほうで何かこういった民間企業が行う市民農園に対して、どのように扱っていくか、方法をどのように変えていくかというような対応というか、何かそういったものをされているのでしょうか。それとも、全くせずに、このままここまで来てしまっているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ケース・バイ・ケースは当然あると思うのですけれども、少なくとも必要最低限という形での、中での合意というか同意というか、そういう感じはありません。

今回に関しては、中に駐車場と駐輪場等は設けない。敷地外に今回設けるということで、今回に関しては、特にそういった話し合いはなかったです。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 この利用者の方たちの通作はどのようにされるのですか。地元の方で

はなくて遠方からいらっしゃる方を想定されている企業だと思っておりますけれども。

○議長 事務局。

○事務局 敷地外ですけれども、16ページの地図をごらんいただいて、北西側に月極めの有料駐車場等があると思うのですが、こちらのほうが、所有者が管理している、お持ちの駐車場だということで、そちらで3台分駐車場を準備するという話で聞いております。また、駐輪場についても敷地外に、この敷地南側のアパート、こちらで準備するという話で事業計画はなっております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 85区画に対して3台の駐車場というのは適正な数字なのか。多分土日、大体会社員の方は土日にやられるようなイメージですか、実際そうなのか、それともリタイヤされた方が、畑のないマンション住まいだということで借りるのですかね。土日だけの利用というのであれば、車でいらっしゃる方は結構多いと思うので、3区画で足りるのか。駐車場3台分ですね。

○議長 事務局。

○事務局 一応想定上は足りるという形ですし、また、駅から徒歩10分程度という形なので、多少の遠方からでも、手ぶらで来られる市民農園というのが売りであるということから、電車で来られても全然問題ないという状態ですし、おおむね周辺のマンション等、住宅街が多いですので、そこからの徒歩での通作ということは想定されるという話で営業からは聞いております。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 すみません、この審議自体は、結局、農地法にこれが適法かどうかというのを我々が審議するということですが、ちょっとそこから飛び越えてしまうのですが、前回の中央林間の件に関して、追跡して、どのような利用状況になっているのかと、そういった管理は農政課だと思っておりますけれども、どのような報告が上がってきていますか。それとも、そういったものは手放しで、報告がない状態でしょうか。

○議長 事務局。

○事務局　　1年間やったら報告するという形なのですからけれども、事業年度が3月末までという形なので、一度既に報告が上がっておりまして、その時点での中央林間での計画の利用状況が、全体の75%が既に埋まっていると。計画上は、3年で7割、8割埋まる予定であったということで聞いておったのですけれども、もう既に75%の区画が埋まっているという形で聞いております。

○議長　　ほかに質疑、ご意見。池田委員。

○池田委員　　民間が増えてくるという予想の中で、周りに与える影響というかデメリットの部分が出てくるだろうと思うのですね。例えば、一般市民農園でいくと、やはり一定の期間研修を受けたり、あるいは、ちょっと草が生えていると指導を受けたりしますけれども、こういう民間の場合は、利用者に対する指導というのはどうなっているのでしょうかね。

○議長　　事務局。

○事務局　　こちらの中央林間のほうもそうなのですけれども、管理者1名は常駐ではないのですが、通いで管理することになっておりまして、そういった草取りとかのサービスも別途、個々の区画ごとに設定することが可能ですし、また、そういうふうに荒れているような状況であれば、利用者には指導というか注意というか、管理を促すような形で行うと聞いております。

　　以上です。

○議長　　池田委員。

○池田委員　　ただ、一般に市民農園開設に当たっては、やはり隣の農地の影響とか、要するに無差別に農薬の散布をしたり、あるいは害虫の発生だとか、そういう懸念があって、一時は市民農園について一般の周辺からのいろいろな問題が出てきたのですけれども、それが出でこないように、今後はやはり民間が増えてくるという予想をする中で、きちっとこの辺はある程度管理を、さっきの話ではありませんが、監視していく必要もあるかなと思います。見ると、近くに集合住宅等もございまして、あるいはそういうものもあわせて、そうした害虫の発生とか、あるいは雑草がどうかとか、そういう問題が懸念されるので、その辺も含めて今後やはりきちっと管理をしていく必要があるのかなと思いますので、その辺はどうか。

○議長 事務局。

○事務局 そちらですけれども、市との貸付協定が今こちらにあるのですが、こちらのほうに、市と協定を結んだ内容として、「開設者は地域において行う共同防除等の病虫害の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。また、開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない」という形で協定を結んでおりますので、これについて、もしやっていないようでしたら、市のほうから当然、協定を守っていないという形での指導をすることが可能であるということになりますので、問題ないかと考えております。

以上です。

○議長 池田委員。

○池田委員 そのことによって、やはり素人さんですので、プロじゃありませんので、勝手に強力ないわゆる農薬の散布をしたり、そういうことによっていろいろな周辺に与える影響があるだろうと思うのですね。その辺は適切に行われるように、やはり管理者にはある程度しっかりとお話をしていく必要があるのかなと思います。法律でこれは規定することは難しいと思いますけれども、その辺は周辺の農地とか周辺の市民に与える、そうした影響も勘案してやっていく必要があるかと懸念したので、質問させていただきました。

以上です。

○議長 ご意見としてよろしいですか。

○池田委員 意見です。

○議長 ほかにございますか。木村委員。

○木村委員 ちょっと確認なのですが、実はこの会社のうたい文句として、施設としては農地外に利用者専用の駐車場完備と、水道もと。それとあと、農具関係はビニールハウスで、簡易休憩のスペース、仮設トイレ等も施設として準備すると。そして、経験豊富な菜園アドバイザーによる栽培指導がありますので初心者でも安心して利用できます。これは5年前で、そのアドバイザーというのが140名在籍していますということです。あと、必要な農具は全てそろっており、手ぶらで来ても楽しめますと。その内容は、種であるとか苗であると

か、肥料、支柱とか農具等は全て完備しているといううたい文句ですけれども、その辺も一応事務局では当然確認されていますね。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。

○議長 ほかにございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 ほかに質疑、意見がないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第15号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第15号は承認することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和3年9月大和市農業委員会第9回総会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会